

特定非営利活動法人 自然再生センター 定款

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人自然再生センターという。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を島根県松江市に置く。

2 削除

第2章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、住民・企業・行政・専門家等が連携し、中海・宍道湖を含むこの流域の自然環境の再生と、かつての湖と人々の親しい関係を再構築するための活動を行うことにより、豊かな恵みを感じられる持続可能な社会の実現に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 科学技術の振興を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 削除
- (6) 社会教育の推進を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) 観光の振興を図る活動
- (9) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (10) 子どもの健全育成を図る活動
- (11) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第 5 条 この法人は、第3条の目的を達成するため次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 中海・宍道湖及びその流域の自然再生及び環境保全に関わる事業
- (2) 中海自然再生協議会の支援事業
- (3) 汽水域の自然再生及び環境保全に関わる事業
- (4) 自然再生に関わる人材育成事業及びアドバイザー事業
- (5) 削除
- (6) 自然再生及び環境保全に関わる広報及び情報交流事業
- (7) その他、この法人の目的を達するために必要な事業

2 削除

第3章 会員

(種別)

- 第 6 条 この法人においては、特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員を正会員と称する。
- 2 正会員以外の会員の種別については、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(入会)

- 第 7 条 会員の入会については、特に条件を定めない。
- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

- 第 8 条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第 9 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会届けの提出をしたとき
(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
(3) 繼続して 2 年以上会費を滞納したとき
(4) 除名されたとき

(退会)

- 第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することが出来る。

(除名)

- 第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において出席理事数の 2 分の 1 以上の多数による議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) この定款等に違反したとき
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

- 第 12 条 この法人に次の役員を置く。
- (1) 理事 5 人以上
(2) 監事 1 人以上 2 人以内
- 2 理事のうち、1 人を理事長、1 人以上 2 人以内を副理事長、1 人を専務理事とする。

(選任等)

- 第13条 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選とする。
 - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長が予め指名した順序で、その職務を代行する。
 - 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、業務を統括する。
 - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実がある事を発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

- 第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において出席理事数の2分の1以上の多数による議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、その議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき
 - (3) 法第47条第1項第1号に該当すると認められるとき

(報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受け取ることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 削除
- (5) 削除
- (6) 役員の選任
- (7) 削除
- (8) 削除
- (9) 削除
- (10) 削除

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。
2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
(2) 正会員の6分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもつて招集の請求があったとき
(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
2 理事長は第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第26条 総会は、正会員の3分の1の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会の議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項と

する。

- 2 総会の議事は、この定款で規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、他の正会員の代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印をしなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示したことにより、総会の決議があつたものとみなされた場合には、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務をおこなった者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事の4分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって

招集の請求があったとき

(3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び3号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第34条の2 理事会は、理事総数の2分の1の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し緊急に協議を要する事態が発生した場合は、この限りではない。
- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数を持って決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 削除
- 3 削除
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品

- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第39条 削除

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 削除

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講ずることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に関わる事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の2分の1以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、他の特定非営利活動法人又は学校法人に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の2分の1以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雜 則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。